

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯沢市長

市町村名 (市町村コード)	湯沢市 (052078)
地域名 (地域内農業集落名)	院内地区 (馬場、下院内、上院内、八丁、長倉、松根、山ノ田、南沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月9日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化が進み、地域の担い手が減少していることから、今後どのように担い手(新規就農者等)を確保・育成していくかが課題である。

・未整理田や小区画、また農道が狭いなど条件の悪い農地が多い。

・今後、担い手(新規就農者等)を確保したいが、米の単価が低い。農家の所得が増えないと魅力が少ないため、新規就農者等を呼び込むことが難しい。

主な作物: 水稻、大豆、ねぎ、大根

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の担い手が減少していることから、農業の効率化を図るためにも、担い手への農地の集積・集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	298.19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	298.19 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地区内の農振農用地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、地域の担い手への農地の集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手に集積、集約を進めるため、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
令和5年度より農地中間管理機構関連ほ場整備事業(上院内地区)が実施されている。このほかの未整備箇所については、地域の状況に応じて、基盤整備事業の利用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業法人や自治組織との連携を図ると共に、定年退職者等を将来の担い手候補として、農業後継者の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るため防除作業は委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①ツキノワグマやイノシシ等の被害が拡大しないよう電気柵等の設置を推進する。				
②減農薬・減肥料の特別栽培米等の取り組みを推進していく。				
⑦集落協定にて農地の維持管理に取り組む。				
⑨耕畜連携により地域内の資源を循環させ、持続可能な地域農業を目指す。				